

**自主保安活動チェックシートの提出  
及び  
LPGガス消費者保安功績者表彰実施要領**

**令和3年度**

**経済産業省・LPGガス安全委員会  
(一社)全国LPGガス協会・都道府県LPGガス協会**

自主保安活動チェックシートの提出及び  
令和3年度LPGガス消費者保安功績者表彰について

令和3年5月

国は、2020年を目標年度として実施してきた「保安対策指針」に代わり2030年を目標とした液化石油ガスの保安対策の方向性を示す「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定しました。これまでの「保安対策指針」は国から販売事業者に具体的な保安対策が要請されていましたが、「液化石油ガス安全高度化計画2030」については国、都道府県、第三者機関、LPGガス事業者、一般消費者等及び関係事業者等の各主体者が役割を実行することにより、保安の確保に努めることを基本とし、アクションプラン等を定めたものです。

また、国の動きに合わせて(一社)全国LPGガス協会の自主保安運動においても、本年度より新たに「LPGガス安心サポート推進運動(5年間)」を展開し、国の「液化石油ガス安全高度化計画2030」に示されたアクションプランと一致した運動を実施することとなりました。

LPGガス事故件数については、2020年(1~12月)の速報値で192件と2019年より10件減少したもの、A級事故が1件発生し引き続き自主保安運動の展開が必要です。

このような状況等を踏まえ、国の「液化石油ガス安全高度化計画2030」においても、標記チェックシートを活用した自主保安活動の自己診断を行うことにより、自らの自主保安の状況を客観的に認識し、保安レベルの向上に活用する活動を継続して行うことが示されています。

つきましては、上述を踏まえ下記について、ご協力方よろしくお願ひいたします。

なお、実施要領には記載されておりませんが、大臣官房技術総括・保安審議官表彰の受賞回数が高圧ガス保安経済産業大臣表彰の加点の対象となり、LPGガス販売事業者1社あたり申告事業所数は3事業所までと方針が示されています。

受賞者には店内用ステッカー、車両用ステッカー等のデータが配布されます。

記

① 「自主保安活動チェックシート」を所属の都道府県協会に提出

別紙1(青色の用紙)の2ページ以降の申告書について自己採点を行い、その結果を別紙2(黄色の用紙)に記載して、別紙2(黄色の用紙)を所属の都道府県LPGガス協会にご送付ください。

② 令和3年度LPGガス消費者保安功績者表彰を所属の都道府県協会又は七協議会連絡会等へ申告

上記①の自己採点の結果、申告書の評価項目の総合点数が75点以上かつ一定の条件をクリアした販売事業者等(過去の受賞業者含む)におかれましては、別紙1(青色の用紙)を別表に記載の提出先に期限内にご申告ください。

\* なお、上記①及び②については、いずれも令和3年4月30日現在の状況等をご記入ください。

**令和3年度保安優良液化石油ガス販売事業者表彰申告の主な注意事項**

- 本年4月30日現在の状況等により申告。
  - 販売事業所単位で申告可。
    - 同一事業者の他販売事業所が事故を起こしても当該販売事業所が事故を起こしていないければ申告可
    - 同一事業者の他販売事業所が立入検査による処分等を受けていても当該販売事業所が処分等を受けていないければ申告可
  - 1販売事業者あたり、申告できる事業所数の上限が3事業所まで。
  - 原則連続受賞が可能。
  - 技術総括・保安審議官表彰の受賞回数が高圧ガス保安経済産業大臣表彰の加点対象。
  - 自己採点結果75点以上かつ一定の基準クリアが申告条件。被表彰者数の枠内に入れば表彰。
  - 技術総括・保安審議官表彰については自己採点結果90点以上、かつ、チェックシート記載内容を本省もしくは産業保安監督部による現地ヒアリングにて確認の上決定いたします。その他の場合は申告内容により高圧ガス保安協会長表彰、LPGガス安全委員会長表彰となります。
  - 今回より以下の項目が追加されました。また、その他に内容の一部変更、配点等の変更があります。
- Ⅱ. 保安管理体制 N.o. 1 経営者等の保安確保 ①経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等**
- Ⅲ. 保安業務 N.o. 1 自主的な保安高度化の取組 ⑤軒先容器等の適切な管理 ⑥質量販売にかかる事故防止対策**

以 上

## 令和3年度液化石油ガス消費者保安功績者表彰実施要領

(技術総括・保安審議官表彰、高圧ガス保安協会長表彰、LPGガス安全委員長表彰)

自主保安活動を推進し顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等を表彰することにより、液化石油ガス販売事業者等の保安意識の高揚を図り、もって液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安を確保するため、液化石油ガス消費者保安功績者表彰実施要領を制定し、この要領に基づいて同表彰を行うものとする。

### 記

1. 表彰実施者 大臣官房技術総括・保安審議官  
高圧ガス保安協会長、LPGガス安全委員長
2. 表彰時期 本年10月予定
3. 表彰式会場 東京都内  
LPGガス安全委員会が行う「LPGガス消費者保安推進大会」において表彰する。
4. 表彰の種類及び表彰対象者（被表彰者）  
表彰は、一般消費者等の保安を確保するため、自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス販売事業者の各事業所（以下「販売事業者等」という。）、液化石油ガス関係団体（以下「関係団体」という。）、個人及び保安機関を対象に行う。

#### （1）保安優良液化石油ガス販売事業者及び保安優良液化石油ガス販売事業所の表彰

一般消費者等の保安を確保するため、次に掲げる自主保安活動を積極的かつ総合的に推進し、顕著な功績を挙げた販売事業者等を、液化石油ガス販売事業者にあっては「保安優良液化石油ガス販売事業者」として、液化石油ガス販売事業者の各事業所にあっては「保安優良液化石油ガス販売事業所」として、それぞれ表彰する。

ただし、同一年度における下記(4)による表彰、高圧ガス保安産業保安監督部長表彰、同支部長表彰及び同那覇産業保安監督事務所長表彰の該当者並びに該当事業所については、本表彰の対象としない。なお、技術総括・保安審議官表彰については、当該表彰（技術総括・保安審議官表彰）及び下記(4)による表彰を合わせて10回以上の受賞基準に達した事業者並びに事業所については、当該表彰（技術総括・保安審議官表彰）の対象としない。

- ① 保安方針  
保安確保の体制として、目標を定め、責任と権限とを明確化しており、安全機器等の設置の取組及び予防保全（期限管理及び交換）を積極的に講じていること。
- ② 保安管理体制  
資格者の確保、設備工事の管理、一酸化炭素中毒事故防止対策及び埋設管の管理を積極的に講じていること。
- ③ 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）  
自主的な保安高度化の取組及び消費者保安啓発活動を積極的に講じていること。

#### （2）保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

次に掲げるいずれかの項目について、液化石油ガス消費者保安対策の推進に関する指導的役割を果たした個人を「保安功労者」として表彰する。また、同様に液化石油ガス消費者保安対策の推進に関する貢献した関係団体にあっては「優良液化石油ガス関係団体」として、保安機関にあっては「優良保安機関」として、それぞれ表彰する。

- ① 保安活動を積極的に展開し、その効果が上がっていること。
- ② 保安に関するボランティア活動に参加し、その功績が認められること。
- ③ 事故防止に関し積極的に対応した経験があること。
- ④ 教育機関において、保安啓発活動に尽力したこと。
- ⑤ 保安に関する技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。
- ⑥ その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。

- (7) 保安の確保及び安全性の向上のために永年にわたり顕著な功績を挙げ、勤続又は就業年数20年以上であること（年数は通算とし、保安に関する業務に限る。）。（保安功労者のみ対象）
- (3) 上記（1）及び（2）の規定にかかわらず、液化石油ガスの保安等に特に顕著な功績を挙げた個人、企業又は団体を表彰することができる。
- (4) 上記の技術総括・保安審議官表彰について、「保安優良液化石油ガス販売事業者」又は「保安優良液化石油ガス販売事業所」として通算5回目に表彰するときは、「保安優秀液化石油ガス販売事業者」又は「保安優秀液化石油ガス販売事業所」として表彰する。以降「保安優良液化石油ガス販売事業者」又は「保安優良液化石油ガス販売事業所」の表彰基準に5回達した場合、「保安優秀液化石油ガス販売事業者」又は「保安優秀液化石油ガス販売事業所」として表彰する。

ただし、同一年度における高圧ガス保安大臣表彰、高圧ガス保安産業保安監督部長表彰、同支部長表彰及び同那覇産業保安監督事務所長表彰の該当者並びに該当事業所については、技術総括・保安審議官表彰の対象としない。

## 5. 被表彰者数

被表彰者数は、次に掲げるものとする。

### ① 技術総括・保安審議官表彰

上記4（1）、（2）、（3）、（4）を合わせて20者以内

### ② 高圧ガス保安協会長表彰

未定（昨年度は上記4（1）は50者以内、（2）は15者以内）

### ③ LPGガス安全委員会長表彰

未定（昨年度は上記4（1）は70者以内、（2）は30者以内）

## 6. 被表彰者の推薦の基準及び方法

### （1）保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所に係る推薦

① 当該表彰に係る推薦を行おうとする者は、別紙1「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰申告書」（以下「申告書」という。）に必要事項を記入して、評価項目の総合点数が75点以上の場合、下記に提出すること（自薦、他薦は問わない。）。

また、本表彰の対象となる各保安項目の実施状況は、毎年4月30日時点を基準とする。

#### ② 推薦の手順は以下のとおりとする。

イ 経済産業省（以下「本省」という。）が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、日本液化石油ガス協議会（以下「日液協」という。）が窓口として申告書を取りまとめ、本省と協議した上で本省に対して提出する。

ロ 経済産業局、産業保安監督部・支部及び那覇産業保安監督事務所（以下「監督部等」という。）が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、各監督部等の管轄区域の液化石油ガス販売事業者連絡協議会（以下「地域液協」という。）が窓口として申告書を取りまとめ、当該産業保安監督部・支部及び那覇産業保安監督事務所（以下「監督部」という。）と協議した上で申告書を監督部に送付し、当該監督部から本省に対して提出する。

なお、地域液協がない監督部等が所管する販売事業者等にあっては、当該販売事業者等を所管する監督部が窓口として申告書を取りまとめ、本省に対して提出する。

ハ 都道府県が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、当該都道府県LPGガス協会が窓口として申告書を取りまとめ、当該都道府県と協議した上で申告書を当該都道府県に送付し、当該都道府県から管轄する監督部を経由して本省に対して提出する。

#### 二

a 日液協、地域液協及び都道府県LPGガス協会は、別紙2「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰候補者に対する評価・意見書」を作成するものとする。作成に際しては、当該販売事業者等の申告書を添付するものとする。

b 監督部及び都道府県は、別紙2「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰候補者に対する評価・意見書」を作成するものとする。作成

に際しては、当該販売事業者等の申告書を添付するとともに、必要に応じて、当該販売事業者等に対し、ヒアリング等を行うものとする。(別紙2は添付していません。)

(2) 保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰に係る推薦

LPGガス安全委員会、日液協、地域液協及び都道府県LPGガス協会は、当該表彰に係る保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関(以下「保安功労者等」という。)を選定し、別紙3「保安功労者の表彰候補者に対する評価・意見書」及び別紙4「液化石油ガス関係団体及び保安機関の表彰候補者に対する評価・意見書」(以下「評価・意見書」という。)を作成した上で、次の①、②及び④までの方法により提出する。(別紙3及び別紙4は添付していません。)

なお、日液協、地域液協及び都道府県LPGガス協会以外の推薦者は次の③に掲げるとおり、本省、監督部又は都道府県と協議した上で提出する。この場合において、当該推薦者は評価・意見書を本省に送付する。

また、推薦は、他薦によることとする。

- ① LPGガス安全委員会及び日液協は、本省と協議した上で提出する。この場合において、日液協は評価・意見書を本省に送付する。
  - ② 地域液協は、監督部と協議した上で提出する。この場合において、監督部は評価・意見書を本省に送付する。
  - ③ 地域液協のない監督部は、当該表彰に係る保安功労者等を選定し、提出する。この場合において、監督部は評価・意見書を本省に送付する。
  - ④ 都道府県LPGガス協会は、都道府県と協議した上で提出する。この場合において、都道府県は評価・意見書を、当該都道府県を管轄する監督部を経由して本省に送付する。
- (3) 4.(3)に該当する個人、企業又は団体表彰に係る推薦を行おうとする者は、功績の内容を記載した別紙3又は別紙4に準じた評価・意見書を作成し、本省に対して提出する。この場合において、当該推薦者は評価・意見書を本省に送付する。
- (4) 4.(4)に該当する事業者及び事業所に係る推薦を行おうとする者は6.(1)の推薦に合わせて、別紙1～8の受賞回数を確認する。

7. 申告書の提出期限

別表のとおり

8. 被表彰者の決定等

(1) 被表彰者の選考及び決定

被表彰者は、6.の推薦のあったものについて別紙5「液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の選考基準」に基づき、商務情報政策局産業保安グループで審査の上決定する。

(2) 被表彰者の決定通知

本省は(1)の結果、被表彰者を決定した場合は、LPGガス安全委員会を通して、監督部、都道府県、日液協、一般社団法人全国LPGガス協会及び都道府県LPGガス協会に通知する。

(3) 表彰の方式

表彰は表彰状の交付により行う。

## 液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の選考基準

第1 「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所の表彰」「保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰」における各表彰者の選考は、次の基準により行うものとする。

1. 保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所の表彰  
保安対策の実施状況の審査は、申告書の総合点数（評価項目を含む。）等を勘案の上、その実績が優秀であり、次の各項目に適合すること。

なお、技術総括・保安審議官表彰については、評価項目の総合点数が90点以上であり、提出されたチェックシートの記載内容について、本省若しくは監督部の現地ヒアリングにて内容確認を実施する。

- ① 過去5年間に行政の立入検査（液石法第83条の規定に基づく「立入検査」をいう。）を受け、液石法の違反に基づく処分又は指導（以下「処分等」という。）を受けていないこと（販売事業者の責任によらない場合を除く。）及びその他の場合において液石法の違反に基づく処分等を受けていないこと。
- ② 過去5年から10年の間に処分等を受けている場合は、必要に応じ、処分等の内容について立入検査等により改善状況が確認できること。
- ③ 人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去5年間（人損を伴わない事故にあっては過去3年間）ないこと（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。）。ただし、事故の発生が販売事業者の責任によらない場合にあっては、この限りではない。
- ④ 申告内容と実施状況とに齟齬がないこと（齟齬が認められた場合は、表彰以降でも表彰を取り消すものとする。）。
- ⑤ その他の法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するにふさわしくないものではないこと。

2. 保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

(1) 被表彰者の選考に当たっては、次の項目により審査し、次の項目のうち、いずれかの項目に該当する場合には、(2)により審査を行う。

- ① 液化石油ガスの保安に係る特色のある保安活動を開拓し、その効果が上がっていること。
- ② 液化石油ガスの保安啓発にボランティア活動等を通して参加し、その功績が認められるうこと。
- ③ 液化石油ガスによる事故の発生を未然に防止し、又は既に発生した事故を大事に至る前に防いだ経験があること（当該事故の原因が自己の職務上の責任によらない場合に限る。）。
- ④ 小中学校等の教育機関において、液化石油ガスの保安啓発活動に長年にわたって尽力したこと。
- ⑤ 液化石油ガスの保安に係る技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。
- ⑥ その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。
- ⑦ 保安の確保及び安全性の向上のために永年にわたり顕著な功績を挙げ、勤続又は就業年数20年以上であること（年数は通算とし、保安に関する業務に限る。）。（保安功労者のみ対象）

(2) 保安功労者、関係団体及び保安機関にあっては、次の項目に適合すること。

- ① 保安功労者であって液化石油ガス事業者又は保安機関に所属する場合にあっては、保安功労者及び当該所属会社において液石法又はその他の法令に基づく立入検査及びその他の場合において処分等を受けていないこと、かつ、保安功労者又は保安功労者の所属会社に起因した人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去10年間(人損を伴わない事故にあっては過去3年間)ないこと(事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。)。
- ② 保安功労者であって関係団体に所属する場合又は関係団体にあっては、法令に基づく監査及びその他の場合において過去3年間に業務改善等の指導を受けたことがないこと。
- ③ 保安機関にあっては、液石法又はその他の法令に基づく立入検査及びその他の場合において処分等を受けていないこと、かつ、人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去10年間(人損を伴わない事故にあっては過去3年間)ないこと(事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。)。
- ④ 保安功労者にあっては、勲章を受けた者、液化石油ガス保安に関する功労により褒章を受けた者及び近く叙勲の候補者となり得る者でないこと。

第2 実施要領4.(3)に該当するものについては、別途定める審査会の審議により決定する。

第3 実施要領4.(4)に該当するものについては、第1 1.の選考基準に加えて過去4回以上の受賞歴が確認できることにより決定する。

別表

## 液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の提出期限

被表彰者	被表彰者の推薦		提出の期限	
	提出先	評価・意見書の提出期限	推薦者等	本省への評価・意見書の提出期限
本省が所管する販売事業者等	日液協	7月12日	日液協	8月16日
LPGガス安全委員会が推薦する保安功労者			LPGガス安全委員会	
日液協が推薦する保安功労者			日液協	
地域液協のある監督部等が所管する販売事業者等	地域液協	7月12日	監督部 【 】は、監督部への提出期限	8月16日 【8月2日】
地域液協が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関			監督部	8月16日 【8月2日】
地域液協のない監督部等が所管する販売事業者等	監督部	7月12日	監督部	8月16日
地域液協のない監督部等が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関				8月16日
都道府県が所管する販売事業者等	都道府県LPGガス協会	7月12日	都道府県 《 》は、都道府県への提出期限 【 】は、監督部への提出期限	8月16日 《7月26日》 【8月2日】
都道府県LPGガス協会が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関			都道府県と協議する推薦者 《 》は、都道府県への提出期限	
地域液協及び都道府県LPGガス協会以外の者が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関			監督部と協議する推薦者 【 】は、監督部への提出期限	8月16日 【8月2日】
実施要領4.(3)に該当する個人、企業又は団体			本省と協議する推薦者	8月16日
				8月16日

参考：保安優良受賞者に配布したステッカー等(令和2年度に配布したもの)

**保安優良LPガス販売事業者  
保安優良LPガス販売事業所  
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官表彰(目録)**

(受賞者の皆様には賞状のほかに以下のツールを  
11月下旬頃にご送付致しますので、有効にご活用ください。)

◎車両用ステッカー(サイズ:約34×14cm) マグネット仕様……………2枚  
※受賞店名が入ります。



◎店内用ステッカー(サイズ:約21×16cm)  
アートタック紙十PP貼り仕様……………1シート(2枚入り)  
※受賞店名が入ります。



◎店内用ステッカー増刷用 CD ROM  
(Adobe Illustrator CS5 で作成)……………1枚  
※ご使用の皆様にはこのデータをお近くの  
印刷会社へお持ちし、作成する枚数など  
をご相談ください。

